

# Vergide Gündem

## Tax Agenda

Kasım / November 2015

“Gümrük ve küresel ticaret” özel sayısı

### Contents

1. 関税取引の検査における5つの主要論点
2. ロイヤルティおよびライセンスの支払いは、RUSFの対象となるか?
3. 追加関税の実務
4. 輸入取引に課されるRUSFの観点から見た資金プーリングシステムの状況
5. 直接販売方式による輸入物品の関税課税価格
6. 対外貿易保護措置
7. EU — 欧州連合関税法典による変更の可能性
8. 航空運輸における輸送費差額の申告
9. 認可事業者の申請
10. 二重用途物品の輸入におけるエンドユーザー要因

### 1. 関税取引の検査における5つの主要論点

2008年10月27日付の官報で公表された「リスクの高い取引の監督および事後監督に関する規則」の下で、税関次官は新しい検査方法を導入し、関税取引の検査を「企業において」「組織的に」「定期的な」「計画的な方法で」実施することを決定しました。これまでに、2,000社近くが事後監督の検査対象となりました。

「事後監督」と呼ばれるこの検査方法では、当局は輸入取引の税関申告書およびその添付書類と、企業自身が保有するその他の情報(会計仕訳、契約書、通信文書等)を比較することによって検査を行う予定です。この手続き上、当局は輸入取引の税関申告書だけでなく、輸入取引に関するすべての情報および文書に関して、関税および国際貿易に関する法律の遵守状況を確認することができます。

- ▶ ロイヤルティおよびライセンスの支払い
- ▶ 輸入付加価値税の課税標準
- ▶ 輸入後に生じる支払い(価格相違、デビットノート等)
- ▶ 無関税の輸入
- ▶ 再輸出加工制度

### 2. ロイヤルティおよびライセンスの支払いは、RUSFの対象となるか?

近年、税関当局による検査または調査により、本来税関当局に申告すべき一定のロイヤルティおよびライセンスの支払いを輸入物品の関税課税価格に含めていなかったことが判明した場合、当該ロイヤルティおよびライセンスの支払いに対し、RUSF、RUSF罰金および遅延利息が科されている事例が見受けられます。

ロイヤルティの支払いがRUSFの対象となることについて明確な法規定はないため、税金の適法性は憲法の原則に従います。しかしながら、ロイヤルティの支払いを課税価格から除外することができること、そしてRUSFの適用対象を、除外値に関する補完申告期間内に海外に移転されなかった金額とすることができることを示す2件の行政訴訟判決があります。この行政訴訟判決を基礎として、ロイヤルティおよびライセンスの支払いを税関申告していない場合に、RUSFが発生し、税関当局が罰金および利息を科するという点については、より詳細な法的説明が必要です。

### 3. 追加関税の実務

対外貿易において国内製造業者を保護し、収益を生み出すこと等の目的で導入された追加関税は、輸入業者の現在原価の増加につながるという点と、さまざまな面で関税同盟アプローチに反するという点の両方から、議論を引き起こしています。

追加関税に関する法令では、EU諸国で製造された製品の輸入にはこの関税が課されない旨が規定されていますが、製品がEU諸国で製造されたことの証明として、どの原産地証明書を使用すべきかについては規定されていません。この場合、使用する証明書を決定するに当たっては、追加関税が商業政策に基づく措置であるか、関税の性質であるかの評価が重要となります。追加関税が商業政策に基づく措置である場合、製品の原産地は関税法に基づく原産地証明書で証明することができます。一方、関税の性質である場合には、特惠原産地証明書を使用する必要があります。

この点に関しては、論点に適用される規則によって追加関税の評価が異なるため、関連する法令についても調整の必要があると考えられます。

### 4. 輸入取引に課されるRUSFの観点から見た資金プーリングシステムの状況

金融市場の国際化は、多国籍企業に新たな機会を生み出す一方で、リスクや課題ももたらしました。

集中資金管理の延長として、資金プーリングアプリケーションを導入する多国籍企業が増えています。このアプリケーションを通じて、企業はプーリングに使用する目的で開設した集中口座にグループ企業の余剰資金を送金し、反対に資金不足の関係会社は不足額をこの口座から自動的に補います。

資金プーリングシステムでは、輸出業者は海外で使用する口座を設定し、物品の代金は必ずこの海外口座に送金されるようにします。そのため、こうした輸入取引ではRUSFの源泉徴収は適用されないと解釈されてきました。収益当局が公表した税金規則では、輸出業者以外の企業に輸入コストを支払う場合、RUSF債務が生じるとされています。この税金規則により、多国籍企業のトルコの関連会社が、輸入取引における支払方法として資金プール方式を選択する場合、RUSFリスクが生じることが明記されています。これに伴い発生し得る追加コストの合計は、輸入金額の6%に当たるRUSFと、付加価値税の課税標準に当該RUSFを追加した上で、課税標準合計額に対して18%で計算した付加価値税で構成されます。

一方、閣議決定第2015/7511号により、資本財および中間財のRUSF率はゼロに引き下げられました。結果として、資本財および中間財の輸入については、企業が資金プーリングシステムを使用することにより生じる輸入物品に対するRUSFも引き下げられることとなります。そのため、輸入コストが輸出業者以外の企業に支払われる場合にはRUSFが適用されるという歳入庁の見解は、資本財および中間財の輸入には当てはまらないこととなります。

現時点では、各企業においては、上記で説明した法規定を念頭に、最大限の節税効果を得るための対応策を取ることをお勧めします。



## 5. 直接販売方式による輸入物品の関税課税価格

直接販売方式では、システム上、売上高収入合計額の一部を、売り手または売り手に関与する非居住者に送金することが要求されます。

関税の計算に当たっては、買い手による物品の転売、その他処分もしくは使用に伴う収益の一部が、直接または間接に売り手に送金される場合、当該金額についても輸入物品の課税価格に含める必要があります。

しかし、支払いが「輸入物品に関連していること」または「売り手に対して、もしくは売り手の利益のために、行われること」という条件のどちらかを証明できない場合には、当該金額を関税課税価格に含める必要はありません。これは、直接販売方式においては、輸入物品と代表者に対するプレミアム支払額の関係が明確かつ正確に証明される場合にのみ、海外の代表者に支払われた金額を輸入物品の関税課税価格に加えることができるためです。

## 6. 対外貿易保護措置

### はじめに

2014年後半に公表された中期プログラム(MTP)の目的は、2015年から2017年の期間に、付加価値の高い製品の輸出を増加させることで輸入への依存度を下げ、トルコの対外貿易赤字を削減することです。この目的を達成するため、2015年に新たな輸入保護措置が導入されました。2015年の対外貿易保護措置として頻繁に使用された手法には、追加の金銭的債務、アンチダンピング税、監督手続き等があります。

- ▶ 追加の金銭的義務(AFL)：トルコの国内経済に有利となるように対外貿易を規制する目的から、閣僚決定会議および外国貿易法(法令第2976号)に基づき、関税や同様の債務とは別に輸入取引に課される追加債務。
- ▶ アンチダンピング税：閣僚承認によりダンピングに当たると判断された物品の輸入によるダメージから製造業を保護するため、輸入における不正競争防止法(法令第3577号)に基づき、ダンピングによる利益と同額が科される税金。
- ▶ 監督手続き：輸入の監督手続きに関する閣議決定第2004/7304号に基づき、輸入物品の単位当たり課税価格が所定の単位当たり関税課税価格を下回る場合に、監督証明書を要求。ただし、声明で指定されている単位当たり課税価格を上回る課税価格で物品が引き渡される場合には、輸入に当たり監督証明書は要求されません。

### 結論およびコメント

トルコ統計協会が公表した1月から8月の外国貿易統計によると、2014年と比較して2015年の対外貿易赤字は16.9%下落し、輸出率は2%上昇しました。輸出額は90億ドル減少し、輸入額は190億ドル減少しました。

2015年1~8月のトルコ統計協会のデータから、対外貿易政策が対外貿易赤字の縮小に対して効果的だったと言えるでしょう。





## 7. EU — 欧州連合関税法典による変更の可能性

2012年2月20日に最初の草案が作成されたEUの欧州連合関税法典(The Union Customs Code、以下「UCC」)は、2016年5月1日に発効する予定です。これにより、さまざまな変更がもたらされ、その影響範囲は、物品の関税課税価格の決定方法から認可事業者が受けられる優遇措置まで、多岐にわたります。

新しい規則では、物品の関税課税価格決定に関する「輸出のための最初の売上げ」ルールが廃止されると見られています。従って、物品がEUの関税領域に入る直前の適用される物品価格(すなわち、「最終取引価格／輸出のための最後の売上げ」)が取引価格の基礎となります。一方、「販売できる状態にある」ことの適用範囲は、ロイヤルティおよびライセンスの支払いにも拡大されました。これにより、関税課税価格に含められていなかった一部のロイヤルティが、関税課税価格に追加されるリスクがあります。

さらに、事業者には、集中化した／オンサイトの通関手続きの選択肢や、保証が義務付けられる手続きにおける包括的保証の縮小や保証の免除の機会が与えられます。もう一つの改正は、「再輸出加工制度」、「税関管理下加工制度」、「免除」手続きが、「加工制度」という名称の単一の制度に統合されたことです。また、欧州連合関税法典により遅くとも2020年末までに、徐々に税関環境のペーパーレス化(電子化)が進む予定です。

ただし、こうした変更による実務への影響は、UCCが施行されたとき、さらに明らかになるでしょう。

## 8. 航空運輸における輸送費差額の申告

関税の計算上、関税課税価格は取引価格法によって決定され、輸送費も関税課税価格に含めるべき要素の一つとなっています。

しかし、航空運輸においては、国際航空運送協会(International Air Transport Association、以下「IATA」)運賃より安い輸送費を申告するリスクを避けるために、慣習的に、関税課税価格の基礎として取引価格ではなくIATA運賃を使用し、輸送費差額を申告していると見られます。これは、引渡しに輸送費を含む場合であっても含まない場合であっても同様です。

一方、関税課税価格に関する規則では、物品の取引価格は実際に支払った金額または支払うべき金額とされています。従って、売りに支払われていない、事実上虚偽の支払額を関税課税価格として考慮することには、法的に議論の余地があるというのが、EYの見解です。この点に関して、EYは、実際の支払額に含まれていない慣習的な輸送費を使用することは、関税課税価格に関して定められた原則および手続きに反していると考えています。



## 9. 認可事業者の申請

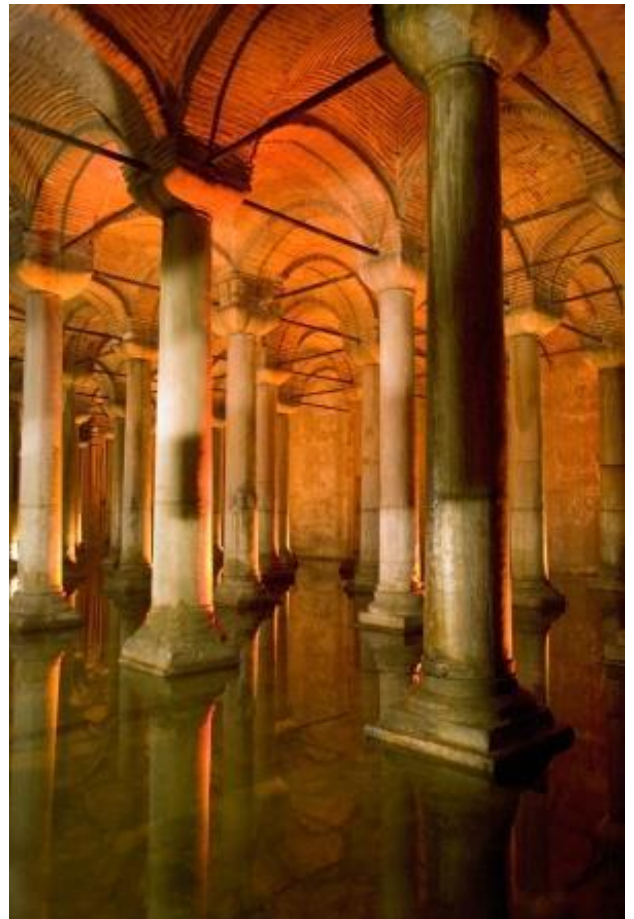
認可事業者 (Authorized Economic Operator、以下「AEO」)としての資格は、一定の優遇措置を認める国際資格であり、関税債務をすべて履行していること、追跡可能な正規の登録システムが整備されていること、財務的能力、安全性およびセキュリティの基準を満たすこと、そして自己統制能力があること、という条件を満たす信頼性の高い企業に付与されます。トルコでは、この資格はAEO規則の下で2013年1月10日に初めて導入されました。その後、2014年5月21日のAEO規則の改正により、一部の規定が刷新されました。最も重要な改正点は、間違いなく、「輸入のオンサイト通関手続き」です。「オンサイト通関手続き」に関する規則は2015年1月1日に施行され、企業に一定の利便性をもたらしました。

一方、2014年5月21日の規則の改正により、AEO資格よりも厳格な認可制度である認可資格証明書(以下「OKSB」)を2017年1月1日から廃止することが定められました。実務上、AEO資格の獲得は容易ではありませんが、2017年1月1日をもってOKSB手続きのクラスAおよびBは無効になる旨が規定されています。

認可事業者資格を有する企業が受けられる優遇措置は、「手続きの簡素化」と「安全性・セキュリティに関するプロセスの利便性」という主に二つに分類することができます。簡素化された手続きに関して最も注目すべき利点は、「輸入のオンサイト通関手続き」です。オンサイト通関手続きにより、物品を税関当局に提出することなく、企業の施設から手続きを行うことができます(グリーンライン)。

この他、認可事業者資格を有する企業は、保証手続きの減少というメリットを得られるとともに、流通／原産地証明書を発行する権利が与えられます。また、この資格を有する企業は、税関当局への申告に必要な情報および文書が一部免除されます。

認可事業者に認められるその他の優遇措置としては、必要情報の少ない簡易申告書による申告、輸出入取引プロセスのブルーラインでの実施、検査の軽減、および優先的検査が挙げられます。



## 10. 二重用途物品の輸入におけるエンドユーザー要因

### I. はじめに

民生・軍事双方の目的で輸入される二重用途物品・原材料により製造可能な、未登録大量破壊兵器の増加を食い止めるために、輸出入取引を規制する必要性が生じています。こうした物品や原材料の使用に関しては、関連当局が当該物品をエンドユーザー・ベースで登録し、その輸入を規制することが重要です。

### II. 法規定

二重用途重要物品の輸出規制に関する声明(2003/12)(ワッセナー協定)では、民生・軍事双方の目的で利用可能であり、かつ大量破壊兵器の開発に使用できる物品やテクノロジーは、二重用途重要物品と定義されています。

二重用途物品およびテクノロジーの輸入は、輸入に関するCommuniquéの第29条で規制されています(輸入:2015/1)。これにより、大量破壊兵器の開発に使用可能な物品およびテクノロジーを他国がトルコへ輸出する際には、輸出国/輸出業者が輸入業者に請求した最終用途証明書を登録することが、トルコ経済省に義務付けられました。輸出業者が輸入業者の最終用途証明書を請求する理由は、エンドユーザー要因です。

輸入業者の最終用途証明書が輸出業者から請求されない場合には、どのように対応すべきでしょうか？

一般的には、ワッセナー協定の参加国以外の国からの輸入がこのケースに当てはまります。輸出業者から二重用途物品の輸入に関する最終用途証明書が請求されない場合には、特段の対応は不要です。

ワッセナー協定には多くの国が参加しているため、経済省が最終用途証明書を登録せずに行われる二重用途物品の輸入は、例外と言えます。ワッセナー協定は、民生・軍事双方の目的で使用される二重用途重要物品の輸出に関して規定しているものの、間接的に協定参加国による輸入についても規制しています。

一方、エンドユーザー情報は、輸入業者による申告を基礎とします。二重用途物品が民生目的で輸入される場合、経済省の管轄の下ですべての手続きを行います。

では、二重用途物品が軍事目的で輸入される場合には、何が行われるのでしょうか。

法的観点からは輸入取引と異なるものではないものの、関連する物品が、法令第5201号の規制対象となる武器の原材料、軍需品、軍需物資、軍事用爆発物、テクノロジーのリスト(2015年の規制対象物品リスト)に含まれているかどうかによって、輸入プロセスは異なります。

このリストに含まれていない物品を軍事目的で輸入する場合には、輸入業者は所定の基準に従った申請書を作成の上、国防省に関連物品の輸入を申請し、同省の許可を得る必要があります。



一方、法令第5201号の規制対象となる武器の原材料、軍需品、軍需物資、軍事用爆発物、テクノロジーのリスト(2015年の規制対象物品リスト)に含まれる二重用途物品については、国防省または国防省が認可した事業体および組織が、当該物品を軍事目的で輸入することができます。

上記の点に加えて、企業は商品を輸入する目的が民生・軍事のいずれであるかについて、税関申告で申し出る必要があります。

### III. 罰金

輸入される二重用途物品が、軍事車両、軍需品、武器、兵器、爆発物を生産する業界企業に対する規制法(法令第5201号)の適用範囲に含まれる場合には、関税法第235条に基づき罰金が科される可能性があります。同条により、物品の輸入に特定の機関による認可、要件、許可、規制、遵守証明書または技能証明書が求められるにもかかわらず、いかなる遵守証明書または技能証明書の対象にもならないかのように、あるいはそうした遵守証明書または技能証明書を入手したかのように、物品の申告が行われたことが判明した場合には、関税課税価格の2倍の行政的罰金が科されます。ここでの関税課税価格は、物品のCIF価格を指します。例えば、軍事目的で使用される予定の二重用途物品を、民生目的として輸入する場合には、この罰金の対象となると考えられます。

一方、二重用途物品が法令5201号の対象となるにもかかわらず、輸入業者が必要な許認可を受けずに軍事目的で当該物品を輸入した場合には、法令第5201号第8条(a)項に従い、40億リラ以上の重い罰金および2カ月以上1年以内の禁固刑が科されます。

### IV. 結論

輸入業者の最終用途申告は、二重用途物品の輸入の基礎となると見られ、その申告に応じて輸入取引が行われます。エンドユーザーが民間人であるという条件で輸入される二重用途物品に関するすべての取引は、経済省の管轄となります。規制対象物品リストに含まれない二重用途物品を、民生目的で輸入する場合と軍事目的で輸入する場合の、輸入プロセスの最も大きな相違点は、当該物品の軍事目的による輸入は、国防省の許可をもってのみ行うことができるという点です。軍事目的で輸入される二重用途物品が規制対象物品リストに含まれている場合には、国防省または国防省が認可した事業体および組織が当該物品を輸入することができます。しかし、規制対象物品リストに含まれる物品が民間のエンドユーザーのために輸入される場合には、経済省の管轄の下ですべての手続きが行われます。従って輸入業者は、必ずしも法令第5202号に基づく施設セキュリティ証明および製造許可を受けた事業体でなくても構いません。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com)をご覧ください。

#### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザーサービスを提供しています。詳しくは、[www.shinnihon.or.jp](http://www.shinnihon.or.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。